租税条約の規定による個人住民税の免除に関する届出書

　租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第11条に基づき次のとおり届け出ます。

令和　　年　　月　　日

つくば市長あて

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 個人住民税の免除を受ける者 | 氏名 |  |
| 住所（居所） |  |
| 生年月日 |  | 年齢 |  |
| 国籍 |  | 入国年月日 |  |
| 在留資格 |  | 納税地 |  |
| 在留期間 |  |
| 入国前の住所 | 　 |
| 在籍する学校、訓練を受ける事業所等※留学生、事業修習者等の届出のみ記入 | 名称 | 　 |
| 所在地 | 　 |
| 租税条約の規定に基づく所得税の免除について | 所得税については、日本国と　　　　　　　　　との間の租税条約第　　　条 第　　　項により、租税条約に関する届出書を　　　　　　年　　　月　　　日に税務署に提出して免除を受けています。 |
| 免税となる所得 | 支払者の名称 | 　 |
| 支払者所在地 | 　 |
| 契約期間 |  |
| 所得の種類 | 　 | 支払金額 | 　 |
| 支払方法 | 　 | 支払期日 | 　 |
| 職務の内容※教授等の届出のみ記入 | 　 | 資格※教授等の届出のみ記入 | 　 |
| 納税管理人※届出している場合 | 氏名 | 　 |
| 住所（居所） | 　 |
| その他参考となる事項 | 　 |

※添付書類

・在留カードの写し（両面）

・税務署に提出した「租税条約に関する届出書」の写し

・学生の場合は在学証明書、事業修習者の場合は訓練を受ける施設または事業所の発行する事業、職業、または技術の習得者であることを証する書類（雇用契約書等）の写し、交付金等の受領者である場合は、交付金等の受給者が発行する交付金等の受領者であることを証明する書類の写し

提出期限は、毎年３月15日（土曜日、日曜日の場合は翌月曜日）です。